

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立に対する意見書

令和6年10月23日

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

被告 宮部龍彦



第1 申立の趣旨に対する意見

原告らの閲覧等制限の申立を却下する。

との裁判を求める。

第2 理由

- 1 民事訴訟法第92条1項1号によれば、秘密保護のための閲覧等の制限の対象とするためには「訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」が必要とされる。そして、原告らの申立は「事件記録中に原告らについての重大な秘密が記載されて」いることを理由としている。

前提として、昭和52年12月19日最高裁判所第2法廷判決(刑集 第31巻7号1053頁)によれば、「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものを言う。判例は国家公務員法100条1項について、非公知性が秘密保護の重要な要件であることを示したものであるが、民事訴訟法上において別の基準の扱いをする理由がな

い。

また、憲法 82 条は対審の公開を定めており、特に本件の場合には出版に関するもので、国民の権利が問題となっている事件であるから、公開が強く要請される事件である。なおかつ、民事訴訟は、事実上ほとんどが書面主義で行われるものであるから、訴訟記録に対する閲覧等制限は裁判を秘密化するものであるから、ごく例外的な場合のみ認められるものである。

2 原告の申立ての趣旨のうち、いずれの内容も、民訴法第 92 条 1 項 1 号に該当する旨が疎明されていない。

3 特に「①別紙原告当事者目録中、個人原告の住所及び氏名」「④ 個人原告の訴訟委任状中、住所、委任者及び捺印部分」について、少なくとも氏名は乙 1 号証の通り、解放新聞 Web 版によってインターネットに公開されている。解放新聞は部落解放同盟機関誌であるから、原告ら自ら公表しており、少なくとも秘密でないことは明らかである。

また、住所についても、原告が特に秘密にしなければいけない事情は疎明されていない。

4 「② 別紙掲載記事目録中、記事タイトル中の地域名部分」「③ 別紙掲載地域一覧中、「埼玉県」の後の地域の表記「読み方」「動画掲載」部分」については、現在、被告がインターネットで公開しているものであり、現時点で削除を命じられているものでもないから、秘密にはあたらない。

特に、本件訴訟では②③の内容が私生活についての重大な秘密に該当するかということを原告らが主張していることがうかがえるから、原告らの閲覧等制限の申立てを認めることは、実質的に判決を先取りすることと同等であり、審理に重大な支障をもたらす。

埼玉県内の同和地区ないし部落は、被告がこれまで提出したような公知の

文献や、自治体の同和対策施設の存在から多くが明らかであり、被告は防御のためにそれらの情報を収集して順次証拠として提出することもあり得る。

そうすると、一度閲覧制限を認めれば、証拠の提出と閲覧等制限の申立てjの応酬となるおそれがある。

そもそも誰でも容易に入手できるような公知の情報が閲覧等制限の対象になることは明らかに法律が予定していないことであり、このような事態が想定されることは、本件閲覧等制限の申立てが適法でないことを示している。

- 5 「⑤ 添付資料中「第71期 役員選考委員会報告」中執行委員長以外の部分」について原告はその内容を未確認であるが、執行委員長の名前を閲覧させて差し支えないのであれば、他の役員についても同様であると思料する。
- 6 以上のとおり、原告らの閲覧等制限の申立は法律上の根拠を欠き、また憲法および適正手続に違反するものであるから、却下しなければならない。

以上